

湯沢町への
移住促進のための住宅取得補助金
【概要】

【問い合わせ先】

湯沢町役場 総務部企画政策課

住所：949-6192 新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立 300 番地

電話：025-784-3454

受付：8：30～17：15／月～金曜日（祝日を除く）

平成 30 年 4 月

湯沢町役場総務部企画政策課

この事業は募集期間を限定して行うものです。募集期間は平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 3 年間となります。

1 事業の目的

本事業は、湯沢町に新築住宅や中古住宅を取得し、新潟県外から湯沢町へ移住する若者世帯に住宅に係る固定資産税相当額の補助金を5年間交付することで、新潟県外からの若者夫婦が湯沢町に定住することを支援します。

2 補助金の交付対象者

この補助金の対象者は、以下の要件を満たすことが必要です。

- ①若者夫婦が湯沢町への転入直前に新潟県外に継続して5年以上居住し、平成30年4月1日以降、湯沢町に転入した若者世帯（初回補助金申請時において、夫婦の合計年齢が85歳以下である世帯）であること（独身者は不可）。
ただし、若者夫婦の一方が新潟県外に、もう一方が湯沢町を除く新潟県内に5年以上居住していた場合も可とする。
- ②湯沢町に定住することを目的として、自らが居住するための住宅（共有に係る住宅については、若者夫婦の持分が2分の1以上であるものに限る）を取得（贈与・相続・増築・改築を除く）して、登記し、初回補助金申請時において、若者世帯が取得した住宅の所在地に居住していること。
- ③固定資産税の納付を口座振替納付にしていること。
- ④若者世帯の全員が補助金の交付申請時に納付すべき納期限の到来した町税等を完納していること。
- ⑤若者世帯の全員が過去にこの事業で補助金を交付されていないこと。
- ⑥若者世帯の全員が暴力団等の反社会的勢力でないこと、反社会的勢力との関係を有しないこと。

3 対象となる住宅

平成30年1月2日から平成31年1月1日までに取得した新築住宅または中古住宅（マンション含む）。併用住宅の場合は住宅部分が2分の1以上であること。

4 対象とならない住宅

- ・固定資産税の課税対象となっていない住宅
- ・未登記の住宅
- ・平成30年1月1日以前に登記された住宅
- ・賃貸または売却を目的とした住宅
- ・併用住宅の事業用部分

5 補助金交付対象期間

補助金の交付期間は、対象住宅に初めて固定資産税が課税された年度から数え、5年間です。

6 補助金の額

1年間に支払った家屋分の固定資産税相当額（千円未満切捨）とし、上限は15万円／年とします。

※新築住宅の固定資産税減額の適用を受ける場合は、減額後の固定資産税相当が補助金の対象となります。

7 補助金の上乗せ（克雪住まいづくり応援金）

湯沢町克雪すまいづくり支援事業補助金の交付を受けた方には、当該年度の湯沢町への移住促進のための住宅取得支援補助金について1回に限り、5万円を上乗せして補助します。

8 注意事項

- ・この制度は、固定資産税の免除や減免ではありませんので、その年度の固定資産税を当該年度内に完納いただいた後に補助金を交付します。
- ・毎年申請が必要になります。**2年目以降申請がない場合は、補助金は交付されませんのでご注意ください。**
- ・実際に対象住宅に居住していない事実が分かった場合は、交付決定を取り消し、既に交付した補助金があるときは返還してもらいます。

9 交付申請

(1) 申請期間

固定資産税納税通知書が届いた年度中（5月～翌3月）

(2) 提出先・問い合わせ先

湯沢町役場 総務部企画政策課まで持参してください。

住所：949-6192 新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立 300 番地

電話：025-784-3454 FAX：025-784-1818

受付：8：30～17：15/月～金曜日（祝日を除く）

(3) 提出書類

○初めて申請する場合

- 第1号様式「湯沢町への移住促進のための住宅取得補助金交付申請書」
- 戸籍の附表（過去5年間の住所地の履歴がわかるもの）
- 住民票（世帯全員のもの、世帯主名・続柄表示）
- 前住所地の納税証明書（未納無し証明）
- 固定資産税納税通知書、課税明細書の写し
- 住宅の所有者及び取得年月日がわかる登記事項証明書
- 建築基準法の規定による検査済証の写し（新築住宅のみ）
- 住宅の平面図及び位置図
- 同意書
- 誓約書
- 共有代表者届出書（対象住宅が共有名義の場合のみ）

※ただし、移住定住のための新幹線通勤補助金申請時に、該当する上記の書類を提出している場合は省略することができます。

○2年目以降に申請する場合

- 第1号様式「湯沢町への移住促進のための住宅取得補助金交付申請書」
- 住民票（世帯全員のもの、世帯主名・続柄表示）
- 町税の納税証明書（未納無し証明）
- 固定資産税納税通知書、課税明細書の写し
- 同意書
- 誓約書
- 共有代表者届出書（対象住宅が共有名義の場合のみ）

1 0 交付決定

- ①申請の翌年3月に町税等の納付を確認した後、交付金額を通知します。
- ②補助金交付の通知を受け取ったら、実績報告書及び請求書を記入し、提出してください。
- ③請求書を提出していただいてから、指定口座に補助金を振り込みます。
- ④共有名義の場合は、共有代表者届書に記載した代表者（固定資産共有代表者）の方を請求者及び振込先としてください。

以後、補助金交付対象期間である残り4年間、毎年、固定資産税納税通知書が届いた年度中に申請が必要となります。

1 1 補助金の申請から交付までの流れ

毎年、固定資産税納税通知書が届いた年度中（5月～翌3月）に申請を受け付け、翌年3月に補助金交付の可否を通知し、請求書を提出していただいてから、補助金交付になります。

平成30年1月2日～平成31年1月1日

住宅を取得、登記

平成31年5月

固定資産税納税通知書が送付されます

5月

固定資産税（1期）を納付

7月

固定資産税（2期）を納付

12月

固定資産税（3期）を納付

平成32年2月

固定資産税（4期）を納付

3月

補助金交付決定を通知、請求書を送ります

3～4月

実績報告書・請求書を提出

4～5月

補助金を指定口座に振り込みます

31年度中(5月～翌3月)

に申請書を提出

. . . 申請者

. . . 湯沢町

※住宅を取得し、1回目の補助金の交付を受けるまでの手順を示したものです。固定資産税は、5月に1期から4期までを一括して納めることもできます。2年目以降も毎年、申請が必要です。

※補助金の交付は、督促料、延滞金を含む固定資産税の全額を年度内に納付することが条件です。

1 2 Q&A

No.	質問	回答
1	現在、町外に住んでいます。町内に住宅を取得した場合は対象になりますか。	県外に住んでいる方が対象になります。県内に住んでいる場合は対象になりません。
2	現在、県外に住んでいます。町内のアパートに引っ越した場合は対象になりますか。	賃貸は対象になりません。U・Iターンのための賃貸住宅家賃等補助金をご利用ください。
3	現在、町内の親の持ち家に自分（若者夫婦）が住んでいます。若者夫婦が同一敷地内に家を新築することになりました。このような場合は対象になりますか。	対象になりません。県外から町内へ転入される若者夫婦が対象になります。
4	家を町内に新築するため、土地を購入しました。家は、数年後に建てる予定です。土地のみで補助金交付の対象になりますか。	土地のみを対象に補助金は交付されません。また、県外から町内へ転入される若者世帯が対象です。
5	現在、県外に住んでいます。以前から所有していた町内の住宅に居住することになりました。対象になりますか。	対象になりません。平成30年1月2日以降に取得した住宅が対象になります。
6	現在、県外に住んでいます。湯沢町内に共有名義で家を新築しました。このような場合は、誰が申請すればよいのでしょうか。	複数の方が所有し、固定資産税が共有名義となっている場合は、所有者全員が署名、押印した共有者代表届出書を提出ください。ただし、対象になるのは若者夫婦に係る部分です。
7	補助金はいつもらえるのでしょうか。	申請のあった年度末の3月31日を経過した後に補助金交付の可否を通知し、請求書を提出していただいてから、交付します。
8	補助金交付申請書は、毎年提出するのですか。	固定資産税は年度により金額が変動しますので、申請は毎年度行ってください。申請がない場合は、補助金は交付されませんので、ご注意ください。
9	補助金交付申請をしたら、5年間、固定資産税は払わなくていいのですか。	固定資産税は毎年度お支払いください。この制度は、固定資産税の免除や減免ではありません。その年度の固定資産税を当該年度内に完納後に補助金を交付します。

10	県外に住んでいる若者世帯が町内に家を建てて、親族と同居する場合は対象となりますか。	対象になります。
11	所得制限はありますか。	所得制限はありません。
12	町内に住んでいる親族宅を、県外に住んでいる若者世帯が建て替えをして同居する場合は対象となりますか。	対象になりません。
13	町内に住んでいる若者世帯が町外に住む親族のため、町内に二世帯住宅を建てた場合は対象となりますか。	対象になりません。
14	県外に住んでいて、県外に住んでいる人と結婚をしました。結婚を機に町内に住宅を建てて、夫婦で住む場合は補助金交付対象になりますか。	対象になります。
15	申請者（登記した人）が死亡した場合はどうなりますか。	詳しくはフローチャートをご覧ください。